

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (昭和48年10月 1 日 条例第30号) 第 1 条～第 4 条 略 (受給者証の交付申請) 第 5 条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は規則で定めるところにより、申請書を町長に提出するものとする。 (受給者の決定等) 第 6 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。 2 略 (受給者証の提示) 第 7 条 前条第 1 項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証、又は組合員証及び受給者証</u>を提示するものとする。	○幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (昭和48年10月 1 日 条例第30号) 第 1 条～第 4 条 略 (受給者証の交付申請) 第 5 条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は規則で定めるところにより、申請書を町長に提出するものとする。 (受給者の決定等) 第 6 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。 2 略 (受給者証の提示) 第 7 条 前条第 1 項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による<u>電子資格確認等又は医療保険各法の規定により交付を受けた、組合員若しくは被保険者若しくはそれらの被扶養者の資格に係る情報として主務省令で定める事項を記載した書面（当該事項を電磁的方法により提供を受け、主務省令で定める方法により表示したものを含む。）の提示により給付の対象者であることの確認を受けた上、受給者証を提示するものとする。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
第 8 条～第13条 略	第 8 条～第13条 略